

○内閣府令第 号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百二十九條第二項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第三百三十七條第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>〔一〇四十一 略〕</p> <p>四十二 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第二項</p> <p>〔2〃4 略〕</p>	<p>1 〔同上〕</p> <p>〔一〇四十一 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔2〃4 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。